

平成 25 年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況について

1 概要

平成 21 年 4 月に施行された改正児童福祉法により、施設職員等による被措置児童等虐待（※1）について、都道府県市等が児童本人からの届出や周囲の者からの通告を受けて、調査等の対応を行い、その状況を都道府県知事等が公表する制度等が法定化されたところ（被措置児童等虐待への届出・通告への対応の流れ及び関係条文は参考 1 及び参考 2 を参照）。

今般、全国 47 都道府県、20 指定都市及び 2 児童相談所設置市（69 都道府県市・平成 25 年度末現在）を対象に、平成 25 年度中に届出・通告、事実確認等があった被措置児童等虐待に関する事例に係る各都道府県市の対応状況等について調査を行い、その結果を取りまとめた。この結果の概要は、以下のとおりであった。

- 平成 25 年度の全国の被措置児童等虐待の届出・通告受理件数は 288 件であった。平成 25 年度に虐待の有無に係る事実確認が行われた事例（平成 24 年度以前の繰り越し事例を含む）のうち、都道府県市において虐待の事実が認められた件数は 87 件であった。
- 虐待の事実が認められた施設等は、「児童養護施設」が 49 件（56.3%（※2））、「里親・ファミリーホーム」が 13 件（14.9%）、「児童自立支援施設」が 11 件（12.6%）、「障害児入所施設等」が 11 件（12.6%）等であった。
- 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が 55 件（63.2%）、「心理的虐待」が 17 件（19.5%）、「性的虐待」が 13 件（14.9%）、「ネグレクト」が 2 件（2.3%）であった。
- 虐待を受けた児童の総数は 155 人（※3）であった。児童の性別は、「男子」が 92 人（59.4%）、「女子」が 63 人（40.6%）である。就学等の状況は、「小学生」が 57 人（36.8%）、「中学生」が 54 人（34.8%）、「高校生」が 23 人（14.8%）、「就学前児童」が 18 人（11.6%）、「就労」「無職」等が 3 人（1.9%）であった。

※1 「被措置児童等虐待」とは、児童福祉法第 33 条の 10 各号に以下のとおり定められている。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による第二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

と定義されている（児童福祉法第 33 条の 10）。

※2 構成割合の数字は四捨五入したもの。以下同じ。

※3 被害が特定できなかった事例の児童数は含まれていない。

2 平成25年度における被措置児童等虐待への各都道府県市の対応状況等に係る調査結果

(1) 各都道府県市への届出・通告について

① 届出・通告数

- 平成25年度に全国の69都道府県市で受け付けた児童福祉施設等における被措置児童等虐待に関する届出・通告の受理件数は288件であり、届出・通告者総数は297人であった。
- 届出・通告者の内訳は、「当該施設・事業所等職員、受託里親」が104人(35.0%)、「児童本人」が96人(32.3%)、「家族・親戚」が27人(9.1%)、「学校、保育所・幼稚園」が8人(2.7%)等であった。

(単位:人、%)

	児童本人	置児童等 児童本人以外の被措置児童	家族・親戚	職員、当該施設・事業所等 受託里親	当該施設・元・事業所等 職員、受託里親	学校	保育所・幼稚園	市町村	近隣・知人	医療機関・保健機関	その他	不明(匿名を含む)	合計(※)
人数	96	12	27	104	3	6	2	1	6	4	21	15	297
構成割合	32.3	4.0	9.1	35.0	1.0	2.0	0.7	0.3	2.0	1.3	7.1	5.1	100.0

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例があり、合計人数は届出・通告受理件数の総数288件と一致しない。

② 届出・通告先

- 届出・通告先別件数では、「児童相談所」が159件(55.2%)、「都道府県市の担当部署」が122件(42.4%)等であった。

(単位:件、%)

	児童相談所	都道府県市の担当部署	都道府県児童福祉審議会	都道府県市の福祉事務所	市町村	合計
件数	159	122	0	3	4	288
構成割合	55.2	42.4	0.0	1.0	1.4	100.0

(2) 事実確認調査の状況

- これまでに届出・通告のあった事例300件(平成24年度以前の繰り越し12事例を含む)のうち、「事実確認調査を行った事例」は293件、「事実確認調査を行っていない事例」は7件であった。また、「事実確認を行った事例」のうち「被措置児童等虐待の事実が認められた事例」は87件(29.0%)であった。

(単位:件、%)

	事実確認を行った事例				事実確認を行っていない事例		合計
	認められた事実が	か認められた事実が	か判断に至らぬ	小計	不要と判断	し認後て調日、査を事予実定確	
件数	87 (6)	185 (5)	21	293 (11)	3	4 (1)	300 (12)
構成割合	29.0	61.7	7.0	97.7	1.0	1.3	100.0

※ 件数下段の（ ）内の数は、平成24年度以前に届出・通告があり、平成25年度に確認等を行った件数である。

(3) 被措置児童等虐待の事実が確認された事例について

都道府県市が被措置児童等虐待の事実を認めた事例87件の種別等は以下のとおりである。

① 施設等種別

- 施設等種別内訳を見ると、「児童養護施設」が49件(56.3%)、「里親・ファミリーホーム」が13件(14.9%)、「児童自立支援施設」が11件(12.6%)「障害児入所施設等」が11件(12.6%)等であった。
- 形態別内訳を見ると、児童養護施設49件のうち、ユニットケア(6~8人)の生活形態をとっている施設は、16件であった。

ア 施設等種別内訳

(単位:件、%)

	社会的養護関係施設				ホ ー ム ・ フ ァ ミ リ ー	障 害 児 入 所 施 設 等	一 時 保 護 委 託 先	合 計
	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	期 情 治 緒 療 障 害 児 短	施 設 児 童 自 立 支 援				
件数	0	49	2	11	13	11	1	87
構成割合	0.0	56.3	2.3	12.6	14.9	12.6	1.1	100.0

イ 形態別内訳

	児童養護施設	児童自立支援施設	情緒障害児 短期治療施設	障害児入所施設
20人以上	20	3	2	10
13人～19人	6			1
12人以下	7	8		
本園内ユニットケア(8人以下)	12			
地域分園型ユニットケア(8人以下)	4			
合計	49	11	2	11

② 都道府県市別

○ 69都道府県市中、37都道府県市で虐待の事実が認められた。

(単位:件)

都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数	都道府県	届出通告件数	虐待事例数
北海道	12	3	三重県	1	1	沖縄県	4	3
青森県	7	0	滋賀県	1	1	札幌市		
岩手県	2	2	京都府			仙台市	1	0
宮城県			大阪府	38	1	さいたま市	3	1
秋田県			兵庫県	4	3	千葉市	2	0
山形県	2	0	奈良県	5	2	横浜市	2	2
福島県	3	0	和歌山県			川崎市	2	0
茨城県	1	1	鳥取県	2	2	相模原市		
栃木県	1	1	島根県	7	1	新潟市		
群馬県	3	3	岡山県	2	1	静岡市	4	1
埼玉県	3	1	広島県	1	0	浜松市	1	0
千葉県	14	5	山口県	8	0	名古屋市		
東京都	41	18	徳島県			京都市	3	1
神奈川県	2	2	香川県	3	0	大阪市	13	2
新潟県			愛媛県	1	1	堺市		
富山県			高知県	2	2	神戸市	4	2
石川県			福岡県	6	4	岡山市		
福井県			佐賀県	6	0	広島市	1	1
山梨県	2	1	長崎県	8	6	北九州市		
長野県	9	1	熊本県	2	2	福岡市		
岐阜県	3	0	大分県	8	3	熊本市	3	2
静岡県	29	1	宮崎県	2	2	横須賀市		
愛知県	2	0	鹿児島県	2	1	金沢市		
						国立		
						合計	288	87

※ 届出・通告件数は、平成25年度分であり、虐待事例数は、平成25年度に確認等を行った事例の件数（平成24年度以前の届出・通告事例を含む）である。

③ 虐待の種別

○ 被措置児童等虐待の種別は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し複数の種別と重複がある場合は主となる虐待種別を計上している。身体的虐待による外傷については、身体的虐待55事例のうち19事例で確認されている。

(単位:件、%)

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
件数	55	2	17	13	87
構成割合	63.2	2.3	19.5	14.9	100.0

④ 被虐待児童の状況

- 被措置児童等虐待の事実が認められた87件の事例について、児童の性別、年齢及び就学等の状況は次のとおりである。なお、1件の事例に対し児童が複数の場合があるため、87件の事例に対し、児童の総数は155人（被害が特定できなかった事例の人数は含まれていない。）であった。

ア 児童の性別

	男子	女子	合計
人数	92	63	155
構成割合	59.4	40.6	100.0

イ 児童の年齢

(単位:人、%)

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	15歳以上	合計
人数	12	31	72	40	155
構成割合	7.7	20.0	46.5	25.8	100.0

ウ 児童の就学等の状況

(単位:人、%)

	就学前	小学校等	中学校等	高等学校等	大学・短大等	就労・無職等	合計
人数	18	57	54	23	0	3	155
構成割合	11.6	36.8	34.8	14.8	0.0	1.9	100.0

⑤ 虐待を行った職員等の状況について

- 被措置児童等虐待の事実が認められた87件の事例について、虐待を行った職員等（里親、ファミリーホーム養育者を含む。以下同じ。）の年齢及び実務経験年数は、次のとおりである。なお、1件の事例に対し虐待を行った職員等が複数の場合があるため、87件の事例に対し、虐待を行った職員等の総数は105人となっている。（施設全体のネグレクトの場合は、施設長のみ計上している。）
- 自治体からの回答によると、虐待を行った職員等のパーソナリティとして最も多く見られる項目に「養育技術の低さ」が挙げられており、次に「衝動性」や「怒りのコントロール不全」が挙げられている。

ア 虐待を行った職員等の年齢

(単位:人、%)

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	合計
人数	29	32	23	12	9	105
構成割合	27.6	30.5	21.9	11.4	8.6	100.0

イ 虐待を行った職員等の実務経験年数

(単位:人、%)

	5年未満	5～9年	10～19年	20～29年	30年以上	合計
人数	50	24	22	5	4	105
構成割合	47.6	22.9	21.0	4.8	3.8	100.0

ウ 虐待を行った職員等のパーソナリティ (※)

(単位:人)

	衝動性	攻撃性	怒りのコントロール不全	感情の起伏が激しい	養育技術の低さ
あり	33	14	31	11	41
なし	19	31	19	26	19
不明	53	60	55	68	45
合計	105	105	105	105	105

※ 虐待を行った職員等のパーソナリティとして、表上段に掲げる項目が存在するか否かを各自治体に質問したもの

⑥ 虐待発生の背景

- 被措置児童等虐待の発生した施設の運営・支援体制の状況については、「整えられている」「どちらかと言えば整えられている」という施設が半数以下となっている。一方、里親・ファミリーホームの支援体制・養育姿勢では、里親等の研修への参加や児童相談所の策定する自立支援計画を共有した養育などに課題がある。
- 虐待の発生状況については、16時から22時及び0時から5時にかけて多く起きている。また、発生の時間帯については、娯楽・テレビの時間や就寝時間などが多く、さらに発生場所については、居室（ホール等）や居室（個室）において多く起きていることがわかる。

ア 施設の運営・支援体制の状況

(単位:件)

	整えられている	どちらかという と整えられている	どちらとも言え ない	整える必要のあ る箇所がある	整える必要のあ る箇所が多い	合計
特定の職員が子どもを抱え込まないような職員等の支援体制が整えられている	8	19	17	23	7	74
施設職員と施設長などが意思疎通・意見交換を図られ、施設の風通しが良い	7	17	20	24	6	74
外部からの評価や意見を受け入れるなど、施設が開かれている	12	25	23	12	2	74
第三者委員の活用がなされ、子どもたちにその役割を周知している	9	22	22	20	1	74
職員が種々の研修に参加しており、虐待等への認識の共通化がなされている	11	21	20	15	7	74
スーパーバイズ体制が整えられ、自立支援計画のマネジメントを実施している	11	15	23	21	4	74
子どもの意見をくみ上げる仕組み等が整えられている	12	19	24	13	6	74
自立支援計画策定時に子どもの意向や意見を確認している	15	15	33	10	1	74

イ 里親・ファミリーホームの支援体制・養育姿勢

(単位:件)

	なされていた	どちらかというとなされていた	どちらも言えない	十分でなかった	なされていなかった	合計
里親等が子どもを抱え込まない支援体制が整えられ、養育がなされていた。	2	6	3	2	0	13
里親家族内での養育に対する考え方や方針が一致して養育がなされていた。	2	5	3	3	0	13
里親サロンに参加したり、児童相談所、里親会、里親支援機関の支援を受けて、養育がなされていた。	3	2	3	4	1	13
児童相談所や里親支援機関による家庭訪問や子どもへの面接などが行われ、養育がなされていた。	5	3	3	2	0	13
里親等が種々の研修に参加し、虐待等への認識を持って、養育がなされていた。	3	0	2	4	4	13
里親・ファミリーホーム養育指針や自立支援計画を理解して、養育がなされていた。	3	0	7	0	3	13
子どもの意向や意見を把握し理解して、養育がなされていた。	2	1	8	0	2	13
児童相談所で策定される自立支援計画について里親と子どもが共有して、養育がなされていた。	0	2	7	3	1	13

ウ 発生時間

時間	件数
0:00～(5:00)	7
5:00～(6:00)	0
6:00～(7:00)	1
7:00～(8:00)	4
8:00～(9:00)	3
9:00～(10:00)	1
10:00～(11:00)	2
11:00～(12:00)	1
12:00～(13:00)	2
13:00～(14:00)	2
14:00～(15:00)	5
15:00～(16:00)	1
16:00～(17:00)	3
17:00～(18:00)	6
18:00～(19:00)	6
19:00～(20:00)	5
20:00～(21:00)	3
21:00～(22:00)	3
22:00～(23:00)	2
23:00～(24:00)	1
合計	58

※回答なし 29

エ 日課

日課	件数
食事時間	6
配膳・後片付けの時間	5
登校から下校までの時間	3
運動・スポーツ時間	0
娯楽・テレビの時間	20
行事・イベント時	1
外出時	2
無断外出時	2
清掃時間	1
自習時間	4
就寝時間	13
上記以外	1
合計	58

※回答なし 29

オ 場所

場所	件数
居室(個室)	22
居室(ホール等)	24
調理室(台所)	4
浴室	1
相談室	2
宿直室	1
施設等内の他の建物	4
施設等内の庭・運動場等	3
施設等の外	4
合計	65

※回答なし 22

⑦ 虐待の期間、回数

- 虐待の期間については、1週間以内の短期の事例は30件(34.5%)であり、虐待の期間が6ヶ月以上の長期にわたった事例は14件(16.1%)であった。
- 虐待の回数については、1回の事例は32件(36.8%)であり、虐待の回数が10回以上にわたる事例は7件(8.0%)であった。

ア 虐待の期間

(単位: 件、%)

1週間以内	1ヶ月以内	1～6ヶ月	6ヶ月以上	不明	合計
30	1	13	14	29	87
34.5	1.1	14.9	16.1	33.3	100.0

イ 虐待の回数

(単位: 件、%)

1回	2回	3回	6回	8回	9回	10回以上	不明	合計
32	9	2	1	1	1	7	34	87
36.8	10.3	2.3	1.1	1.1	1.1	8.0	39.1	100.0

⑧ 検証・改善委員会等の開催状況

- 検証・改善委員会は、87件中30件(34.5%)で開催されており、そのうち25件で検証報告書の提出が行われている。検証・改善委員会が開催された30件中構成メンバーについての回答があった26件のうち学識者をメンバーとしているのは80.8%、弁護士をメンバーとしているのは57.7%、医師をメンバーとしているのは34.6%であった。

ア 検証・改善委員会の設置 (単位: 件)

設置している	設置していない	合計
30	57	87
34.5	65.5	100.0

イ 検証・改善委員会の実施主体

(単位: 件)

都道府県	児童福祉審議会	法人又は施設	合計
1	8	21	30
3.3	26.7	70.0	100.0

ウ 検証・改善委員会の開催回数

(単位: 件、%)

1回	2回	6回	8回	10回以上	不明	合計
9	4	1	1	4	11	30
30.0	13.3	3.3	3.3	13.3	36.7	100.0

エ 検証・改善委員会の構成メンバー

(単位: 件)

	都道府県職員	当該児童相談所職員	他の児童相談所職員	学識者	医師	弁護士	その他の者(※2)	回答事例数
構成メンバーとなっている	2	3	2	21	9	15	22	26(※1)
26件中の割合	7.7	11.5	7.7	80.8	34.6	57.7	84.6	100.0

※1 検証・改善委員会を設置した30件のうち、報告のあった26件についての集計結果である。

※2 委員会の構成メンバーについては、「その他の者」は、民生児童委員・社会保険労務士・法人関係者や当該施設関係者・新施設長・社会保険労務士・施設の第三者委員であった。

(4) 虐待発生時の状況（自治体からの回答のうち主なものの要旨を記載。）

① 施設の体制・里親等への支援体制

- ・ 職員が児童の支援に行き詰まりを感じていたが、支援体制が十分でなかった。
- ・ リーダー職員が長期休暇をとっていた。
- ・ ベテラン職員が寮から移動してしまい経験年数の少ない職員ばかりになってしまった。
- ・ 施設長が職員の性的虐待を把握していたが、そのまま職務に就かせていた。
- ・ 指示に従わない児童に対して体罰容認の傾向があった。
- ・ 里親への児童相談所の支援が十分でなかった。

② 職員等

(感情の問題)

- ・ 児童同士の喧嘩の仲裁に入ったが、感情的になってしまった。
- ・ 日課を巡り、児童と言い争いになった。
- ・ 責任感が強いタイプで、精神的に行き詰まり、不安定となっていた。
- ・ 新任職員で児童が指導に従わなかった。
- ・ 指導していた児童から叩かれたため、叩き返した。
- ・ 児童の非行行為を注意したが、聞かなかったので叩いた。
- ・ 他児に対して暴力を振るったので叩いた。
- ・ 日頃から児童にひどい言葉をかけられる中でストレスを感じていた。
- ・ 養育に苦慮している里子に対して嫉の思いが強かった。

(養育姿勢の問題)

- ・ マナー違反をグループ全体で連帯責任とした。
- ・ 自傷行為をしていた児童の目を覚まさせるため、ショックを与えて止めさせようとした。(包丁を出し、「そんなに切りたければもっと切れよ」と言う。)
- ・ 就床時に幼児がぐずっていたので、一人にしたり、大声を出してぐずりを止めさせようとした。
- ・ 児童相談所から児童の特性や行動上の課題について連絡があったが、十分に汲み上げられなかった。
- ・ パニックを起こした児童に注意喚起しようと思った。
- ・ 他の職員の虐待行為を行き過ぎだと感じながらも制止できなかった。
- ・ 身体接触からだんだんとエスカレートして性交渉をしてしまった。
- ・ 飲酒して児童の居室に入り、児童の身体を触ろうとした。

(5) 虐待の事実が確認された後の法人・施設等の対応 (③のみ、里親・ファミリーホームにおける事例を含む。)

① 施設の体制等の改善に向けた対応 (重複あり)

(単位:件)

委員会を設置し議論 (検証委員会・再発防止委員会等)	権利擁護等の研修への職員派遣や施設内での研修を増やし、専門性の向上を図る	職員会議又はケース検討会議の回数を増やし、入所児童及び職員の情報共有を図る	第三者評価又は自己評価を年度内に複数回行い、施設運営の改革を図る	SV体制等の施設内のチームアプローチ態勢を整える
25	64	30	9	39
子どもの意見を汲み上げる仕組みを工夫する	職員の配置換え、入れ替え、異動等を行う	職員のストレス等の状況調査を行う	職員の勤務体制の改善を行う	
26	26	3	6	

② 虐待を行った職員への法人・施設等の対応 (重複あり)

(単位:件)

各種研修への参加	SV等の指導体制の充実	厳重注意	配置転換	継続的な面接	被害児童との関係再構築	心理治療等
30	20	36	20	15	19	1
勤務負担の軽減	処分せず	戒告処分	減給処分	停職処分	免職処分	
6	1	4	5	3	12	

③ 被害児童・保護者への謝罪状況

虐待と認められた87事例のうち、被害児童・保護者のどちらに対しても、謝罪していない事例が19事例あった。

(単位:件)

	加害職員が謝罪	施設長が謝罪	加害職員・施設長以外の職員(児相を含む)が謝罪	謝罪していない
被害児童	50	17	9	32
保護者	26	35	22	34

被害児童、保護者のどちらに対しても謝罪していない
19事例

④ 具体的対応例 (自治体からの回答のうち主なものの要旨を記載)

【職員、体制面への対応】

(委員会等の設置、ケース会議等)

- ・ 権利擁護委員会や運営改善委員会等の設置
- ・ 意見箱の設置場所の見直しや、第三者委員会への事案の報告
- ・ 児童相談所との情報共有と連携強化
- ・ 職員会議、ケース検討会議の開催増と情報の共有化

(SV体制、職員支援体制、自己点検等)

- ・ 連絡・報告体制やS V体制、チームアプローチ体制を整備
- ・ 年度内に複数回の自己評価、第三者評価の実施
- ・ 施設長による全職員のヒアリングや全職員へのアンケート調査の実施及び職員の相談体制の充実、グループホーム長会議に管理職が必ず出席
- ・ 毎月の自己点検（虐待防止チェックリスト等）の実施
- ・ 職員倫理綱領、職員行動基準の周知、遵守の徹底

（勤務体制、リスクマネジメント等）

- ・ 管理職の宿直やベテラン職員が必ず勤務者の中にいるような職員勤務体制
- ・ 問題発生時には職員の複数対応を原則化（個室での支援や夜間の支援を児童と同性職員とすることや児童の居室で話すときにはドアを開ける等のルール決め等）
- ・ 公用携帯電話の整備（職員の個人携帯電話による児童、保護者との連絡の禁止）
- ・ 使用しない部屋は施錠を徹底

（研修体制等）

- ・ 被措置児童等虐待対応ガイドラインの理解を深める学習会
- ・ 他法人施設での現場体験実習の実施（乳幼児とのコミュニケーションを学ぶために乳児院の研修実施等）
- ・ アタッチメントや発達障害児への対応、養育方法（ペアレンティング）に関する研修の実施
- ・ 事例研究やケアワークの基本学習研修を実施
- ・ 管理職員の責務についての再指導
- ・ 権利ノートの読み合わせや、新人職員のベテラン職員との振り返りの実施
- ・ 職員や児童に対して性教育を実施

（記録、自立支援計画、マニュアル等の整備）

- ・ 危機管理マニュアルの再検討（改定等）と全職員への周知
- ・ 自立支援計画の策定の見直し（複数職種がチームとなり協議）
- ・ 施設運営の手引き（支援上のルール等）の文書化あるいは見直し
- ・ ヒヤリハット事例の再編集
- ・ 児童記録の徹底と職員間での情報の共有

（その他）

- ・ 理念の再確認と定着
- ・ 児童への呼称を敬称（君・さん）に徹底
- ・ 施設長の仲立ちで謝罪の場を設け、被害児童との関係を再構築

【児童、保護者等への対応】

- ・ 被害児童の一時保護、心理的ケア
- ・ 面接及び事実確認
- ・ 保護者や施設児童全員への状況報告と謝罪
- ・ 毎月児童会を開催や意見箱の活用等、意見を拾いやすい環境の整備
- ・ 施設長の入所児童への聞き取り調査

- ・ 入所児童へのアンケートの実施方法や内容の見直しと被措置児童等虐待について児童へ周知
- ・ 児童会の活性化
- ・ 職員が個別に児童と話しをする機会増

(6) 虐待の事実が確認された後の自治体の対応(自治体からの回答のうち主なものの要旨を記載。里親・ファミリーホームにおける事例への対応も含む。)

【職員、体制面への対応】

(改善状況の確認等)

- ・ 改善計画の提出の指示と進捗状況の定期的な確認や不定期の施設訪問による状況確認
- ・ 年間研修計画の提出
- ・ 施設の権利擁護担当職員と定期的に連絡をとり状況確認
- ・ 児童相談所による児童措置時の十分な説明と適宜の訪問調査実施

(S V体制、職員支援体制の整備等)

- ・ 外部スーパーバイザーの導入
- ・ 全職員へのアンケート、ヒアリングの実施
- ・ 児童の権利擁護に関するチェックリストの作成
- ・ 職員と児童の信頼関係構築状況や児童の問題行動への職員の対応状況の調査
- ・ 職員のストレス度の調査

(研修等)

- ・ 施設や里親研修会における講師の派遣や児童相談所主催の研修会の実施
- ・ 大人の管理的な目線ではなく児童の目線での対応の徹底を助言
- ・ 施設内での支援会議への児童相談所職員の参加と助言
- ・ 県被措置児童等虐待対応マニュアルの作成と施設等への周知
- ・ 権利ノートの改定及び配布

(その他)

- ・ 職員採用試験において専門性だけでなく、グループワークでの適性或協調性についても評価

【児童、保護者等への対応】

- ・ 児童相談所による被害児童との面接、心理療法、治療プログラムの実施
- ・ 児童相談所によるケース会議の開催
- ・ 管轄内の全委託児童に対しての児童相談所の面接実施
- ・ 児童相談所の当該里親担当児童福祉司から保護者への報告、謝罪
- ・ 施設でのカウンセリングの実施

3. 各都道府県市の体制整備状況

- 自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成を行っている自治体は、48（69.6%）であった。
- 自治体職員（児童相談所職員）への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施は、研修をしている自治体は、21（30.4%）であった。
- 地域住民に対し制度及び窓口についての周知をしていない自治体は、35（50.7%）であった。
- 施設・里親に対し制度及び窓口についての周知をしていない自治体は、4（5.8%）であった。
- 措置されている児童等に対する被措置児童等虐待の周知方法については、児童相談所職員が入所措置時に児童に対し、「権利ノート」等を活用している自治体が、61（88.4%）であった。
- 被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての案内状況では、連絡先の電話番号を教えている自治体が、56（81.2%）であった。事前に切手を貼らずに送れるハガキを児童に渡している自治体が、38（55.1%）であった。意見箱を設置している自治体が、33（47.8%）であった。第三者委員の連絡先を教えている自治体が、26（37.7%）であった。定期的なアンケートをとっている自治体が、3（4.3%）であった。
- 休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談を実施している自治体は、44（63.8%）であり、実施していない自治体は、25（36.2%）であった。
- 自治体の施設等に対する指導監査における被措置児童等虐待に関する項目に「権利擁護に関する研修を行っているか」という項目を入れている自治体が、46（66.7%）と一番多かった。指導監査において被措置児童等虐待に関する項目がない自治体もあった。

6 9 自治体の体制整備状況		整備している自治体数	整備していない自治体数
1	自治体独自の被措置児童等虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成の有無	48	21
2	自治体職員(児童相談所職員)への被措置児童等虐待防止に関する研修の実施	21	48
3	地域住民への制度及び窓口についての周知	34	35
4	施設・里親への周知	65	4
5	被措置児童等本人への被措置児童等虐待について周知	68	1
①	児童相談所職員が権利ノートを活用して周知	61	
②	児童相談所職員が入所前に周知	42	
③	児童相談所職員が入所後に施設等を訪問し、入所児童に周知	34	
④	入所後に、施設職員・里親等が入所児童に周知	37	
⑤	掲示物等で周知	11	
⑥	その他	3	
6	被措置児童等が虐待の届出を行う手段についての自治体の案内状況		
①	ハガキを渡す	38	
②	届出先の電話番号を教える	56	
③	意見箱の設置	33	
④	第三者委員の連絡先を教える	26	
⑤	定期的なアンケート	3	
⑥	その他	6	
7	休日・夜間における被措置児童等を対象とした電話相談の実施	44	25
8	自治体の行う指導監査における被措置児童等虐待に関する項目の有無		
①	児童へ被措置児童等虐待に関する周知を行っているか	28	
②	児童へ施設等生活に関するアンケートを行っているか	7	
③	児童へ施設等生活に関するヒアリングを行っているか	18	
④	権利擁護に関する職員研修を行っているか	46	
⑤	その他	17	

。

(別紙) 虐待として報告のあった事案

1. 身体的虐待

【児童養護施設】

- ・ 行動上の問題があり、指示に従わず押し問答となった児童に手を挙げた。また他の児童の頭部を折りたたんだ段ボール紙で叩いた。
- ・ 担当の児童全員に対して行動上の問題を注意する際に感情的になり、叩くことで指示に従わせていた。
- ・ 掃除中に指導した際、従わなかった児童の襟首を掴み、頬を1回叩いた。(平成24年度以前の通告事案)
- ・ 日頃から、愛情表現として、特定の幼児の肩を歯形や痣が残るほど噛んでいた。
- ・ 夜間無断外出した児童に対して、行動を問い詰めたところ、反発されたので、頭部をこぶしで殴った。
- ・ わがままを言った児童や知的な遅れがあるなど、対応が難しい児童に対して、叩いた。嘘を言った児童等に対して「あなたたちのことは嫌いだから」と食事を一緒に摂らなかつたり、口をきかなかつたりした。居室で児童を指導する際に椅子を蹴り、壁に穴を空けた。
- ・ 自閉的傾向があり偏食があった児童が残食を捨てた行為を注意した際、反応がなかったため、児童の足を蹴り、頬を叩いた。叱った際に、威圧的に怒鳴り、児童を玄関まで引きずった。
- ・ 自閉症スペクトラムの診断を受けている幼児がテレビに集中していた時に話しかけ、幼児が拒否してもしつこく構った。その幼児が職員の手を叩いたので、抱きかかえたところ、嫌がる幼児は職員の手を掴んだため、「そんなことをすると痛いよ」と同様に幼児の手を掴んだ。
- ・ 児童に対して注意する際に叩いたり、首を掴んで持ち上げたりした。
- ・ 職員が物品要求にすぐに応えることが出来なかったことで、興奮して暴力を振るった児童に対して、職員も暴力で対応してしまった。
- ・ 無断外出して万引や恐喝を行った児童に対して、こぶしで1回殴った。
- ・ 居室を散らかしていた児童に注意するが、動かなかつたので腕を掴み職員室に連れて行くと、児童は「暴力を振るいやがって、お前死ね」と言って、職員を叩いたり蹴ったりした。職員は、児童の手を殴った。
- ・ 行動上の問題があった児童の話を聞こうとしたが、児童は話したくないと言ったことから口論となり、興奮した児童が掴みかかってきた。児童が暴言を吐き、職員の手を何度も蹴った。職員は児童の手を平手で叩いた。
- ・ 他児を箒で叩いた児童を指導するため別室に連れて行こうとした際に、廊下の壁に張り付いて指示に従わなかった。職員は児童の手を叩いた。
- ・ 帰園時間に遅れた児童が他の職員の声がけに反応しない態度を目撃した職員が、その児童を手を平手で2回叩いた。
- ・ 外出禁止の約束を守らない児童が逃げようとしたため、飛びかかり児童を転倒させた。児童が起き上がるときに職員の手が顎に当たった。同じ施設の別の職員はパニックを起こした児童に対して注意喚起のために頭にリモコンを投げつけた。
- ・ 他児にちょっかいを出していた児童を注意しても聞かないときや万引きが発覚したときに頭を叩いた。外出禁止の約束を破った児童を手を平手で叩いたり、胸を突いたりした。

- ・ 外出行事の際に従わなかった児童がやり取りの中で苛つきを見せた。職員はかっとなり胸ぐらを掴み激しく押した。
- ・ 他児の金品窃取や万引きをした児童の反省を促すため、頭をこぶしで叩いた。再度万引きが発覚したので平手で叩いたり、こぶしで殴ったりした。交通ルールを守らなかつたり、宿題を忘れた児童に対してもこぶしで叩いた。同じ施設の他の職員らも喧嘩をした児童や学校を無断欠席したり、無断外出した児童をこぶしで叩いた。また別の職員は、無断外出した児童に対して「死ぬ」「のたれ死にすれば良かった」などの不適切な表現を使って叱った。
- ・ 嘘をついたり、食事中にふざけていた児童らに対してげんこつで叩いた。片付けをしない時は怒鳴って、品物を取り上げることが日常的にあった。
- ・ 朝不機嫌で食事の遅い児童を注意したところ、無視や反抗があり、他児にちょっかいを出したり、箸で皿を叩くなど行動がエスカレートした。職員は感情的になり、児童のこめかみをこぶしでぐりぐりと押した。児童は暴言を吐き逃げようとしたため、職員は児童の臀部を蹴った。その勢いで児童は洗面所の入り口に脛をぶつけた。
- ・ ふざけていた児童の弟を居室に連れて行こうとした際に児童が職員に食い下がり、殴る蹴るといふ暴力を振るってきた。みぞおちを叩かれた職員は、とっさに児童の顔を平手で1回叩いた。
- ・ 登校を渋って寝ていた児童を布団から引きずり出し、頬を5回叩いた。
- ・ 職員と児童で戦いごっこをしていた際に職員顔につばを吐いたり、脇腹に噛みついた児童に対して、児童の口を指で押さえつけた。喧嘩をしていた児童の仲裁をした際に話しを聞こうとしないので、平手で叩いた。
- ・ たばこ禁止されている携帯電話を所持していた児童に問いただしたところ、態度が悪く、とぼけた。職員は感情的になり、児童に足払いをかけ、頭突きをする。その際、児童の前歯が欠損した。
- ・ ふざけて学習に身の入らない児童に対して、げんこつや平手で叩いた。

【情緒障害児短期治療施設】

- ・ 箸の洗い方でペナルティポイントとされたことを納得できずに抗議した児童の態度を注意したところ、児童が興奮して掲示物をやぶった。職員は背中を引っ張って制止させようとしたが、児童が掴みかかってきたので勢いよく床に叩きつけ、けがを負わせた。

【児童自立支援施設】

- ・ 喧嘩をして他児の眼鏡を壊した児童が職員に「やられたらやり返す」と反省のない態度をとるため、感情的になり、胸ぐらを掴んで居室に連れて行き、ベッドに押しつけて足を蹴り、罵声を浴びせた。
- ・ 日課時間のことで口論となった児童に対して、職員が感情的になり、腕を押さえつけ、頭部をこぶしで1回叩いた。
- ・ 行動上の問題があった児童に対して、平手で頭部を1回叩き、その後も叱責中に頬を1回叩き、こぶしの裏側で腹部を2～3回殴った。
反抗的な態度をとった児童を静養室に座らせて、足を蹴り、耳を引っ張った。
- ・ 他児を暴力等でいじめていた児童のいじめが明らかになっても反省の様子がない態度に感情的になり、頬を平手で叩いた。
- ・ 購入したばかりの眼鏡を買い替えたいという児童に対して無理だと話したところ、児童が怒っ

て眼鏡を投げつけ、居室に入った。戻るように指示しても抵抗したため、職員が衣服を掴んだ際に首元を引っ掻いた。

- ・ 喫煙が発覚した児童の頬を平手で叩き、床に正座させて足蹴りにした。
- ・ 複数の職員が複数の児童に対して、指導と称してこぶしや平手で叩いたり、児童の行動上の問題に対する内省を深めると称して1ヶ月以上登校させなかった。
- ・ 移動中の行動制止のために職員が衣類を引っ張ったことがきっかけで児童と口論となり、職員が児童の腹部を1回殴った。
- ・ 不適切な行動が続き、前日から座りっぱなしになって動かない児童に注意すると、「やっぱり、怒る」「だから話しても無駄」と主張し、物に八つ当たりし出した。職員は児童の興奮を抑えるために平手で頬を叩いた。

【里親】

- ・ 里親の実子の部屋に無断で入ったと思われた自閉的傾向のある幼児に対して、事実を問いたが認めないので、正座をさせ問い詰める。それでも事実を認めないので、幼児の太腿を3回つねった。それまでも幼児の育てにくさに体罰を行うことがあった。
- ・ 行動上の問題があると、臀部を叩いたり、こぶしで頭部を叩いたりする行為があった。また、真っ暗な浴室に閉じ込めたり、再度施設に戻すと脅した。約束事を書いた紙を部屋に貼って、復唱させた。（平成24年度以前の通告事案）
- ・ 夕食準備中にしきりに食事を催促する幼児の臀部に調理中のフライパンを故意に押し当てた。泣き声を上げる幼児を風呂場に連れて行って冷やし、常備薬を塗る応急処置をとったが、病院への受診はなかった。（平成24年度以前の通告事案）
- ・ 風呂やトイレで便を漏らした幼児に対して「このお尻が悪い」とつねったり、叩いたり、耳をひっぱって自分の方を向かせたりした。臀部に爪痕が数十箇所あり、全身に表皮剥離や擦過傷があった。叩かれたことが原因と思われる鼓膜穿孔もあったが、他の児童との喧嘩もあり、原因の確認はできなかった。
- ・ 幼児の頬を叩く、泣くまで足を蹴る、スリッパで頭を叩くなどの行為を毎日行っていた。背中を強く押したため、壁に頭をぶつけて瘤を作った。
- ・ 幼児に対して暴行を加え、死亡させた。（平成24年度以前の通告事案）
- ・ 児童の部屋から菓子の包装や給食の残飯等が出てきたので、問い詰めるが、「覚えていない」と言うだけだった。里親の実子が「もう我慢の限界」「このまま嘘を突き通すなら、これから叩く」「叩かれたら近所の家に助けを求めなさい」と前置きをして児童の顔を複数回平手で叩いた。その場にいた里親ならびに家族は実子の行為を止めなかった。児童は実子の言葉に促され、家を出るが、夜には家に戻った。
- ・ 部活動でトラブルがあった児童に部活を辞めるように説得したところ、児童が拒否したことに対して、里親は複数回児童を叩いた。
- ・ 「間違ったことを認めて謝る」「返事をする」などをしつけるために、叱る際に叩いたり、髪の毛を引っ張ったりした。また居室に一日中閉じ込めたり、「出て行け」「帰れ」「好きで預かったわけではない」などの言葉を投げつけた。
- ・ 児童を朝夕、外に出したり、怒鳴ったりした。

【ファミリーホーム】

- ・ 指導の一環として児童らの尻を叩いたり、罰としてスクワットや腕立て伏せをさせた。「神社で寝ろ」と発言したり、包丁を見せて脅しながら注意したりした。
- ・ 家の窓ガラスが割れていたことを児童のせいだと認めるよう強要し、児童がやむを得ず認めると頭を物やこぶしで叩いたり、髪の毛を引っ張ったりした。食事抜きや夜中まで正座で叱責するなどの行為も行った。

【障害児入所施設】

- ・ 着替えを渋り、指導に従わない児童の頬を平手で叩いた。無断外出して帰園した児童の頭をスニーカーで叩いた。
- ・ おやつの時間に食堂で他児とふざけていた児童に座っておくよう指示したが、我慢が出来なくなった児童が火災報知器を鳴らしたため、顔をこぶしで殴った。
- ・ 他児を蹴っていた児童の暴力行為を止める際に、児童が職員を殴り、職員も児童を殴った。
- ・ 他児の物品を盗った児童に対して指導として頭頂部を叩いた。
- ・ 職員とゲームをして負けた児童に、罰ゲームとして足首を掴んで振り回した。スリッパで遊んでいた児童を叩いたり、質問に答えられない児童を叩いた。
- ・ 棒に大便を付けて他児の身体に擦りつけたり、就寝後に他児に小便をかけた児童を叱る際に手や頭を平手で叩いた。

【児童相談所一時保護所】

- ・ 指導に反抗的な態度をとった児童に対して説諭したが、職員の話しを聞かず手遊びをしたため、児童の手を叩いた。更に反抗的な態度をとったため、頬をつねった。

2. ネグレクト

【児童養護施設】

- ・ 児童が入所中の性的虐待を訴えたが、施設長は当時も現在も管理責任者として調査や記録をとるなどの十分な対応をしなかった。

【里親】

- ・ 幼児の掻き壊しによる傷について児童相談所の指示に従わず、受診をさせなかったため、傷を悪化させた。掻き壊し防止のため手足を縛った。

3. 心理的虐待

【児童養護施設】

- ・ 児童に対して威圧的な態度が多かった。たとえば、「てめえら」呼ばわりすることがあった。
- ・ 児童の食事が遅いことに腹を立て、やかんの水やお茶を頭からかけたり、「出て行け」と言って荷物をまとめさせ、リュックを背負せたまま玄関で寝かせた。真っ暗な部屋で食事をとらせたり、部屋に閉じ込めたりした。ナイフの刃を児童に向けたりもした。
- ・ 他児と言い争って興奮した児童に対して、押さえつけても興奮が収まらないので、「出て行け」

と言って、玄関へ押し出した。児童は雨の中を外に飛び出し、泣いているところを近隣の住民が発見して保護した。

- ・ 児童に片付けをさせるために怒鳴って、泣かせた。嘘をついた児童に「マンションから飛び降りて償え」と発言したり、食事中音を立てた児童に「死んで欲しいわ」と発言した。職員が喋っている時に横から口を挟んだ児童に「無能で屑な人間ほど自己中心的だ」「お前みたいな馬鹿」と発言した。
- ・ 児童が年少児をいじめたと誤解して、職員は児童に状況説明を求めた上、答えることができない児童に対して、「気持ち悪い」「自分の寮の子どもと関わるな」と注意した。その後、立ち去ろうとした児童に「てめえ、逃げるのか」と恫喝した。
- ・ 就床時にぐずっていた幼児を脱衣場に連れて行き一人にしたり、大声を出して脅したりした。
- ・ 施設内で児童が怖がるような乱暴な自動車運転をした。以前に怒鳴って叱ったり、平手で叩いたりしたこともあり、児童は不安感や恐怖を持っていた。（平成24年度以前の通告事案）
- ・ 指示に従わなかった児童の服を後ろから掴んだり、机を叩きながら威圧した。別の職員は帰園時間に遅れた児童を床に正座（自身も座る）させ、指導した。頬をつねったり、げんこつで叩くこともあったので、児童は怖がっていた。
- ・ 注意しても掃除に取り組まない児童に対して胸ぐらを掴み大声で怒鳴った。昼食の食べこぼしの片付けをしない児童に対して「いい加減にしろ」と発言し、頭を叩いたこともあり、児童に恐怖感を与えた。
- ・ ソファで寝転がっていた児童の背中に座ったり、太腿を掴んだ。（職員はコミュニケーションのつもりだった。）学習時間に席を離れて走っていた児童に頭をげんこつでグリグリと押した。おやつを食べるのが遅い児童のおやつを減らした。
- ・ 児童を注意する際に頭を小突いたり、額を叩いたりした。卑猥な言葉を使った。

【児童自立支援施設】

- ・ 自傷行為のあった児童に包丁を出し、「そんなに切りたければ、もっと切れよ」と言った。被虐待児童に対して、虐待をした養父の名前を出し、「〇〇のところに戻されて一のか」と言い、蹴ったり、サインペンを投げつけたりした。

【情緒障害児短期治療施設】

- ・ 無断外出に対する指導面接をしていた際、振返りが出来ない児童の態度に対して、職員が机を蹴り上げ、児童の着衣の襟を掴んだり、壁を叩き、恐怖感を与えた。別な職員は行き過ぎた行為と感じながらも制止せず、この指導に同調していた。

【障害児入所施設】

- ・ 児童に対して、暴言や無視をした。「あなたのことは女性として嫌いだ」と発言した。
- ・ 指示に従わず、遊んでいた児童に迫いかけながら「殺すぞ」と暴言を吐いた。
- ・ 児童に対して適切でない言葉使いがあった。
- ・ 調理職員と喧嘩となった児童に対して、包丁を手に持って、「殺してやる」と言った。

4. 性的虐待

【児童養護施設】

- ・ マッサージと称して、性的行為を行った。（平成 24 年度以前の通告事案）
- ・ 許可外出中の児童と自宅で性的行為を行った。
- ・ 施設外において性的行為を行った。
- ・ 宿直中の見回りの際に居室に入り、性的行為を行った。
- ・ 脱衣場に隠しカメラを設置して、写真を撮っていた。
- ・ 寝ている児童に対して、性的行為を行った。
- ・ 児童と親密になり、性的行為を行った。
- ・ 寝ている児童に添い寝をし、性的行為を行った。
- ・ 飲酒をした状態で、児童の居室に入り、身体を触ろうとした。
- ・ 3年間にわたり、夜間に性的行為を行った。
- ・ 使用していない部屋で夜間に、性的行為を行った。

【児童自立支援施設】

- ・ 職員の自宅で性的行為を行った。

【障害児入所施設】

- ・ 勉強を教えると称して性的行為を行った。

参考 1 過去の集計結果

被措置児童等虐待届出等制度の実施状況(平成21年度～25年度)

○届出・通告者

単位：人数（人）、[] 構成割合（%）

	児童本人	の児童措置本人児童以外	家族・親戚	受託職員里親	元当該施設等	元当該施設等	学校	保育所	市町村	近隣・知人	医療機関	その他	不明（匿名を含む）	合計
21年度	90 [34.8]	30 [11.6]	23 [8.9]	67 [26.0]	5 [1.9]	1 [0.4]	1 [0.4]	3 [1.2]	9 [3.5]	1 [0.4]	16 [6.2]	12 [4.7]	258 [100.0]	
22年度	46 [24.8]	26 [14.0]	25 [13.4]	48 [25.9]	3 [1.6]	6 [3.2]	0 [0.0]	3 [1.6]	9 [4.8]	3 [1.6]	13 [7.0]	4 [2.1]	186 [100.0]	
23年度	64 [31.5]	13 [6.4]	25 [12.3]	51 [25.1]	1 [0.5]	5 [2.5]	3 [1.5]	3 [1.5]	15 [7.4]	1 [0.5]	16 [7.9]	6 [3.0]	203 [100.0]	
24年度	81 [36.7]	4 [1.8]	22 [10.0]	75 [33.9]	4 [1.8]	1 [0.5]	1 [0.5]	1 [0.5]	6 [2.7]	1 [0.5]	16 [7.2]	9 [4.1]	221 [100.0]	
25年度	96 [32.3]	12 [4.0]	27 [9.1]	104 [35.0]	3 [1.0]	6 [2.0]	2 [0.7]	1 [0.3]	6 [2.0]	4 [1.3]	21 [7.1]	15 [5.1]	297 [100.0]	

※ 1件に対して複数の者から届出・通告のあった事例もあるため、合計人数は届出・通告受理件数総数と一致しない。

※届出・通告受理件数総数 21年度：214件 22年度：176件 23年度：193件 24年度：214件 25年度：288件

○事実確認の状況

単位：件数（件）、[] 構成割合（%）

	事実確認を行った事例				不事虐待と確認は断調なく	し認後て調日、い査を事等予実定確	合計
	ら実虐れが待た認め事	つら実虐たれが待な認め事	かに実虐つ至の待たら判の断事	小計			
21年度	59 [27.6]	121 [56.6]	18 [8.4]	198 [92.6]	8 [3.7]	8 [3.7]	214 [100.0]
22年度	39 [22.2]	113 [64.2]	13 [7.4]	165 [93.8]	11 [6.3]	0 [0.0]	176 [100.0]
23年度	46(1) [22.3]	136(11) [66.0]	24(1) [11.7]	206(13) [100.0]	0 [0.0]	0 [0.0]	206 [100.0]
24年度	71 [32.1]	124(4) [56.1]	24(3) [10.9]	219 [99.1]	1 [0.5]	1 [0.5]	221(7) [100.0]
25年度	87(6) [29.0]	185(5) [61.7]	21 [7.0]	294(11) [97.7]	3 [1.0]	4(1) [1.3]	300(12) [100.0]

※（ ）は、当該年度以前に届出・通告のあった事例で調査中であったものの再掲である。

○被措置児童等虐待の事実が確認された事例の施設等の種別

単位：件数（件）、[] 構成割合（%）

	社会的養護関係施設				ホリア親ムリ	業通等障害（児童施設）	委（一）児託含一時童相護所	合計
	乳児院	児童施設養護	治児情療短緒施期障害	支児童自立				
21年度	2 [3.4]	29 [49.2]	2 [3.4]	9 [15.2]	9 [15.2]	4 [6.8]	4 [6.8]	59 [100.0]
22年度	0 [0.0]	27 [69.2]	0 [0.0]	1 [2.6]	8 [20.5]	1 [2.6]	2 [5.1]	39 [100.0]
23年度	1 [2.2]	28 [60.9]	0 [0.0]	4 [8.7]	6 [13.0]	4 [8.7]	3 [6.5]	46 [100.0]
24年度	1 [1.4]	51 [71.8]	0 [0.0]	4 [5.6]	7 [9.9]	7 [9.9]	1 [1.4]	71 [100.0]
25年度	0 [0.0]	49 [56.3]	2 [2.3]	11 [12.6]	13 [14.9]	11 [12.6]	1 [1.1]	87 [100.0]

○虐待の種別・類型 単位：件数（件）、[] 構成割合（%）

(参考) 社会的養護関係施設数等推移

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	合計
21年度	41 [69.5]	4 [6.7]	7 [11.9]	7 [11.9]	59 [100.0]
22年度	23 [59.0]	3 [7.7]	4 [10.2]	9 [23.1]	39 [100.0]
23年度	37 [80.4]	2 [4.3]	6 [13.0]	1 [2.2]	46 [100.0]
24年度	45 [63.4]	3 [4.2]	10 [14.1]	13 [18.3]	71 [100.0]
25年度	55 [63.2]	2 [2.3]	17 [19.5]	13 [14.9]	87 [100.0]

単位：か所（委託里親除く）世帯（委託里親）

	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	委託里親	ファミリーホーム
21年度	123	578	33	58	2,837	49
22年度	125	580	37	58	2,971	113
23年度	129	585	37	58	3,292	157
24年度	130	589	38	58	3,487	184
25年度	131	595	38	58	3,560	223

児童福祉法（昭和22年法律第164号）〈抄〉

（被措置児童等虐待）

第33条の10 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定医療機関の管理者その他の従業者、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて児童に一時保護を加える業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護を加え、若しくは加えることを委託された児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（施設職員等の禁止行為）

第33条の11 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（通告）

第33条の12 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第33条の14第1項若しくは第2項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- 2 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第6条第1項の規定による通告をすることを要しない。
- 3 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。
- 4 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定に

よる通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

- 5 施設職員等は、第1項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

（秘密保持義務）

第33条の13 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会又は市町村が前条第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

（被措置児童等の状況把握等）

第33条の14 都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設等、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、指定医療機関、第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び当該被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

- 3 都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所又は市町村が第33条の12第1項の規定による通告若しくは同条第3項の規定による届出を受けたとき、又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく措置を講じた場合において、第1項の措置が必要であると認めるときは、都道府県の設置する福祉事務所の長、児童相談所の所長又は市町村の長は、速やかに、都道府県知事に通知しなければならない。

（都道府県児童福祉審議会）

第33条の15 都道府県児童福祉審議会は、第33条の12第1項の規定による通告又は同条第3項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前条第1項又は第2項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の厚生労働省令で定める事項を都道

府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

- 3 都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。
- 4 都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

(被措置児童等虐待の状況等の公表)

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があつた場合に講じた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

(被措置児童等虐待の調査及び研究等)

第33条の17 国は、被措置児童等虐待の事例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資する事項についての調査及び研究を行うものとする。

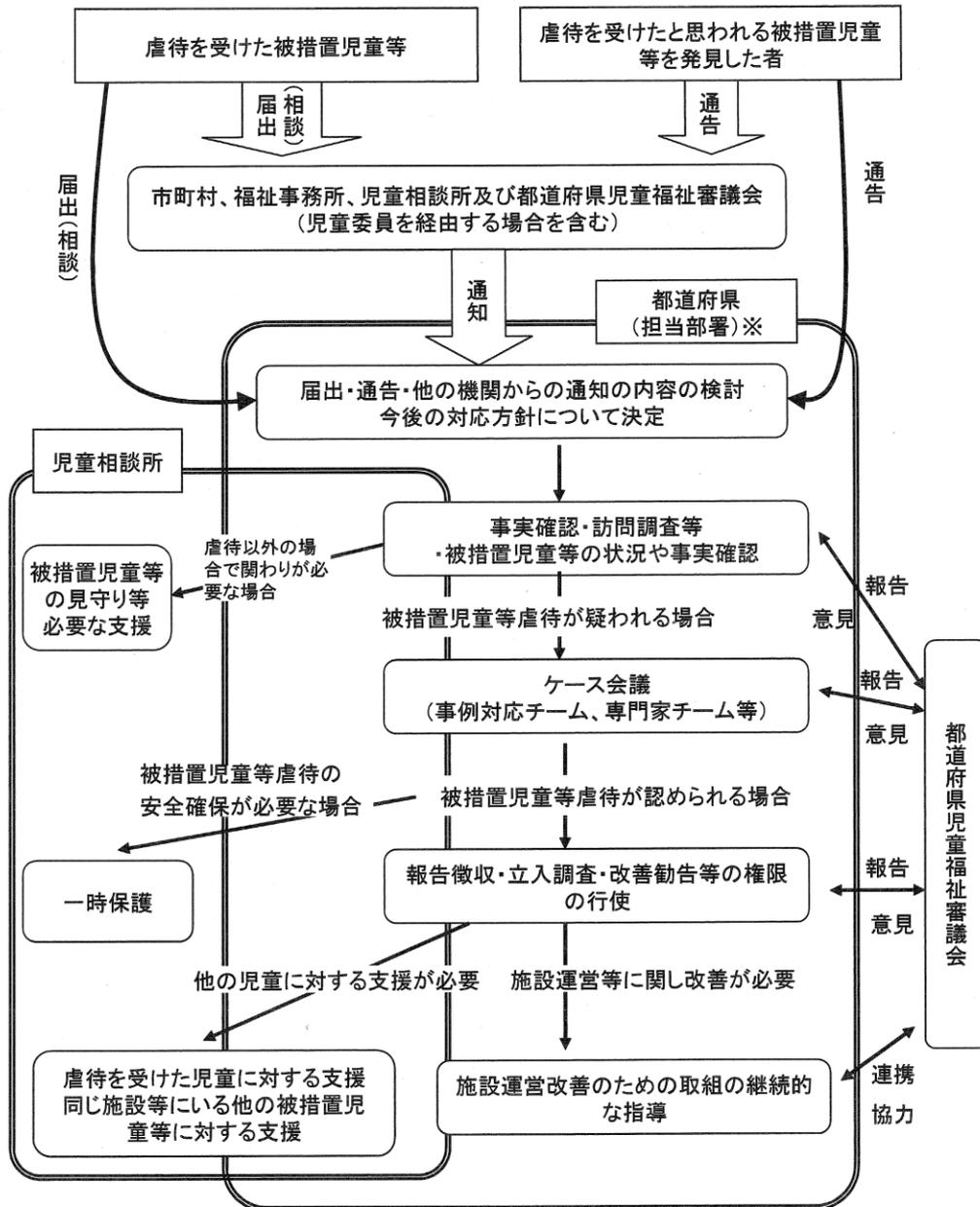
児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）〈抄〉

第36条の30 法第33条の16の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる被措置児童等虐待があつた施設等の区分に応じ、それぞれに定める施設等の種別
 - イ 小規模住居型児童養育事業及び里親 里親等
 - ロ 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 社会的養護関係施設
 - ハ 知的障害児施設等及び指定医療機関 障害児施設等
 - ニ 法第12条の4に規定する児童を一時保護する施設又は法第33条第1項若しくは第2項の委託を受けて一時保護を加える者 一時保護施設等
- 二 被措置児童等虐待を行つた施設職員等の職種

参考2 被措置児童等虐待対応の流れ（「被措置児童等虐待対応ガイドライン」より）

被措置児童等虐待対応の流れ（イメージ）



※ 各都道府県において担当の主担当となる担当部署を定めておく必要があります。